

徳島県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月25日

徳島県監査委員	川村 廣道
同	稲田 米昭
同	原 孝仁
同	藤田 元治
同	中山 俊雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成27年12月17日

徳島県監査委員	川村 廣道
同	稲田 米昭
同	原 孝仁
同	藤田 元治
同	中山 俊雄

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成27年11月6日に、徳島市 A から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。本請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成27年11月25日にこれを受理した。

2 請求書の要旨

(1) 請求の趣旨

平成26年6月1日付けで徳島県（以下「県」という。）と徳島県住宅供給公社（以下「公社」という。）が締結した「委託契約書（地域人づくり事業雇用拡大プロセス（雇用型）」（以下「委託契約書」という。）及び平成27年3月31日付け

で承認された同契約の「委託業務完了承認書」は財務会計上事実と異なる内容であり、徳島県知事（以下「知事」という。）に対し、1,750,111円を公社に返納させるよう請求する。

（２）請求の理由

ア その他人件費

委託契約書では、地域人づくり事業で雇用した３人の臨時補助員に対し、公社の既存職員が指導を行うこととなっていた。公社は、この臨時補助員らが退職する平成27年３月末まで、役員、社員、嘱託員、臨時補助員すべての者がその指導にあたったとして県に指導日数総計60日、指導等時間数総計472時間40分とする委託業務完了報告等を提出し、委託業務の完了承認を受けているが、請求人が精査、検証したところ実際に公社が指導した時間は104時間5分であり、契約内容不履行である。

そのため、知事が公社に対し、交付している其他人件費999,979円から、請求人が精査、検証して作成した「臨時補助員指導時間修正表」による指導時間の人件費に相当する219,868円を減じた金780,111円は、公金の不正取得であり、知事が公社に対し、同額を返納請求することを求める。

イ 研修費用

地域人づくり事業で雇用された請求人ほか２名は、平成26年７月14日から15日までの２日間、香川県高松市で実施された「平成26年度消防設備士試験受験のための準備講習会」に参加した。研修には、一人あたりそれぞれ受講費用10,300円、宿泊代4,300円、往復の交通費5,280円、講習に使用した本代おおむね10,000円で、金額の端数を整理すると一人あたりの費用計は30,000円となり、３人の総額としても合計90,000円であった。

委託契約書に添付されている「緊急雇用創出臨時特例基金事業（地域人づくり事業）個別計画書」（以下「個別計画書」という。）では、３人分として合計90,000円の研修費用を算定していることから、請求人が主張する研修費用90,000円との差額金810,000円は公金の不正取得であり、知事が公社に対し、同額を返納請求することを求める。

ウ 車リース代

個別計画書には、事業で使用する車のリース代を１か月50,000円とし、12か月分総額600,000円を計上しているが、地域人づくり事業でリース車を実際に使用していたのは９か月である。リースされていない３か月間の費用を経費に含める

ことは公金の不正取得であり，知事が公社に対し，この3か月間の費用金150,000円を返納請求することを求める。

エ ガソリン代

請求人は公社での雇用期間中，地域人づくり事業でリースした車を主として運転し，約7,000 km 走行した。個別計画書では，ガソリン代として60,000円が計上されているが，使用当時のガソリン価格と軽自動車であるリース車の燃費を勘案するとこれは50,000円相当である。支出されていない費用を経費に含めることは公金の不正取得であり，知事が公社に対し，その差額金10,000円を返納請求することを求める。

(以上，おおむねこのように解する。なお，事実証明書の記載は省略する。)

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し，地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第6項の規定に基づき，平成27年12月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えると定め，平成27年11月25日に通知したが，平成27年12月1日に請求人より陳述会を欠席する旨の通知があり，また，新たな証拠書類も提出されなかった。

2 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県県土整備部住宅課（以下「住宅課」という。）を監査対象機関と定め，当該機関から監査調書等の提出を求め，平成27年12月8日に監査を行った。

第3 監査の結果

本件請求における請求人の主張については，そのいずれにも理由がないものと判断し，棄却する。

第4 決定の理由

1 事実の確認

住宅課の関係職員からの聴取及び関係書類に基づいて把握した事実関係は，おおむね次のとおりである。

なお，本件監査を実施するにあたり，請求人が主張する違法な事実，支出金額等について，その「事実の状況」を把握するため，地方自治法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）を公社に依頼し実施した。

(1) 地域人づくり事業 雇用拡大プロセス(雇用型)の事業趣旨

地域の雇用情勢が厳しい中、国においては、平成20年度から緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業及び被災地域の雇用復興支援事業並びに経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等といった在職者の処遇を改善する事業を実施した。

様々な基金事業が展開され、平成25年度補正予算により、地域経済を活性化し、地域の産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」を行うことで、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大等「全員参加」を可能とする環境(雇用拡大プロセス)を整備するとともに、賃金の上昇や家計所得の増大等処遇改善(処遇改善プロセス)に向けた取組を推進する「地域人づくり事業」が創設され、民間企業等の活力を用いて、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組むこととなった。

このうち、「地域人づくり事業 雇用拡大プロセス(雇用型)」は、失業者に対し、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成及び就業支援を行うことを目的とした委託事業である。

事業を委託された民間企業等は、失業者に対し、職場での実務経験を積む OJT や職場外で講義等の研修を受講する OFF-JT 等を組み合わせた「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就業支援を行うこととなっている。

(2) 住宅管理人人材育成事業

ア 事業趣旨

(1)の施策を受け、県は、住宅課において「地域人づくり事業 雇用拡大プロセス(雇用型)」として、未就職の求職者や失業者を雇用し、徳島県営住宅の管理業務に従事させながら、共同住宅管理に必要な知識や技術を習得するための研修を行う等、住宅の管理・不動産関係のスキルアップを支援し、不動産業界に求められる人材の育成を目的とする「住宅管理人人材育成事業」を公社に委託した。

公社は、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく団体で、住宅を必要とする勤労者に対し、住居環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、分譲住宅の建設及び譲渡、賃貸住宅の建設・管理並びに関連施設の整備等を行うとともに、公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年徳島県条例第12号)により、県営住宅の管理を受託し、その募集・

入居業務や住環境の維持保全の業務を行っている。

委託業務内容は、県営住宅管理に従事することによる現場での実習及び専門知識の習得のための研修を行うものである。具体的には、県営住宅に整備されている給湯設備、共用部分の照明器具・外灯等の設備状況や更新の必要性の把握、実際の入居者、特に高齢者や障がい者に接することによる接遇等の現場での実習（OJT）と、共同住宅管理に必要な専門知識の習得及び共同住宅管理に役立つ資格取得支援のための各種外部研修（OFF-JT）の実施である。このほか、就業支援として、公社が支援対象者の進路・就職相談を実施し、支援対象者の希望等を聴取した上、就業あっ旋を行い、正規雇用化に結びつけるよう努めることとなっている。

イ 委託契約及び委託料の支出手続

県は、住宅管理人人材育成事業を実施するにあたり、平成26年5月9日に公社に委託業務の仕様書を示して見積書の提出を依頼し、これに対し、公社は平成26年5月13日に事業に要する経費の見積書を提出した。平成26年6月1日付けで県と公社の合意の上、見積書の内容で「住宅管理人人材育成事業」の委託契約が締結された。

当契約に係る委託料の支払については、本事業は人件費の占める割合が高く、最終精算払いになじまないため、県は委託契約書第11条の規定により、公社からの請求に基づき、平成26年6月23日に前金として5,000,000円を支払った。

当初、計画していた職場外での外部研修については、事業内容の見直しを行い、実績に応じた事業規模に減額するため、平成27年3月16日に公社は県に契約内容及び経費についての変更理由書を提出し、同日付けで県と公社の合意の上、変更委託契約を締結した。

その後、事業が終了し、平成27年3月31日付けで、公社は県に委託業務完了報告書及び事業費精算書を提出した。県は、添付された辞令書、出勤簿、人件費明細表、指導日誌、指導等日数集計表及び高松市へ派遣した外部講習の受講票等の写しにより、当事業で雇用した3人の勤務状況及び指導職員の指導内容等について仕様書との整合性を確認するとともに、経費の内訳については、平成27年3月16日付け変更理由書の変更見積書と委託業務に係る経費の明細書を照合し、平成27年3月31日付けで委託業務完了承認を行い、平成27年5月21日に公社に対し、残額4,834,000円を精算払いした。

ウ 採用時の手続

委託事業を実施するにあたり、公社はハローワークを通じて、3人の失業者を

臨時職員（公社に雇用後の職名「臨時補助員」）として募集し、新規雇用した。求人票で示した仕事内容は、県営住宅管理業務に従事し、共同住宅管理に必要な専門知識を習得することを目的として、具体的には、県営住宅に整備されている給湯設備、共用部分の照明器具・外灯等の設備状況や更新の必要性の把握（メンテナンスの習得、給湯設備の点検ほか）、入居者（入居予定者を含む）への修繕対応・家賃の納付相談指導等の接遇、その他県営住宅管理に関する補助業務・書類整理・データ入力及びチェック並びに共同住宅管理に必要な専門知識取得等としている。求人条件に係る特記事項においては、県が実施する「地域人づくり事業」として失業者を雇用することを明示している。

業務は、実務研修が中心となっていることから、採用面接時に、求人票の仕事内容を理解しているか、本人に確認を行っている。

請求人は、こうした手続を経た後、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間、公社の臨時補助員として雇用されている。

エ OJT 研修

OJT とは、「実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識等を習得させる教育訓練」であり、公社は、委託事業を実施するにあたり、「人材育成・就業支援計画」及び更に詳細な「住宅管理（人材育成事業）臨時補助員業務総括表」を作成し、新規雇用の3人に対し、各々に研修のテーマや指導にあたる職員を設定した上で、実務研修を行っている。

具体的には、講義形式により県営住宅管理業務全般に関する座学を実施した後、指導職員の下、収入申告、駐車場整理、入退去事務、遊具施設点検、施設点検、修繕業務、滞納整理、その他データ入力、家賃納付指導及び接遇等の県営住宅管理実務に従事させ、実践能力を伸ばす目的の実務研修を行うこととし、必要があれば、担当の指導職員が適宜指導・助言を行う体制をとっている。

さらに、受講の経過を記録するため、指導を受ける側の職員は、勤務日毎に、従事した業務や指導を受けた内容、実務を行った際の疑問点や指導職員に対する伝達事項等を記録する業務日誌を作成している。業務日誌は、作成後、公社の指導担当ラインで回覧され、内容の確認が行われている。

また、指導側の職員も、誰に対し、いつ、どのような指導を行ったのかを記録した指導日誌を作成している。これについても、公社の指導担当ラインで回覧され、指導内容の確認が行われている。

オ OFF-JT 研修

実務訓練である OJT に対し、OFF-JT は、「通常業務を離れ、講習会や研修会

の場で知識や技能を教育する訓練」であり，公社は，OFF-JT 研修として外部研修を計画し，平成26年7月14日から15日までの間，高松市で実施された「平成26年度消防設備士試験受験のための準備講習会」に，当事業で雇用された臨時補助員3人を派遣した。

(3) 本件請求に係る「住宅管理人人材育成事業」において公社が行った支出

本件請求に係る公社が行った各支出については，公社に対して行った関係人調査の結果に基づいて，総勘定元帳，出納伝票，支払調書等の会計書類により確認を行っている。

ア その他人件費

「その他人件費」は，公社既存職員が，雇用した3人の臨時補助員の指導にあたった時間及び管理に要した時間の賃金に相当する費用である。

公社が行った OJT 研修のうち，委託業務完了報告書及び事業費精算書において，県に指導時間として実績報告した時間は，研修テーマを明確に設定し，職場等において実務経験を積む OJT に指導担当職員が同行・同席等し，指導助言の機会を確保したもののみを抽出したもので，計472時間40分として報告している。

イ 研修費用

OFF-JT 研修として行った「平成26年度消防設備士試験受験のための準備講習会」への3人分の派遣経費は，112,808円（税抜きの額）である。

経費の内訳は，徳島県住宅供給公社役員及び職員等の旅費規程により算定された高松市までの1泊2日，3人分の旅費52,723円，3人分の講習用図書31,473円及び3人分の講習受講料28,612円である。（すべて税抜きの額）

当初，公社の見積書では900,000円としていた OFF-JT 研修であるが，公社は，事業内容の見直しを行い，平成27年3月16日に委託料の変更理由書を提出して，県と公社の間で合意の上，変更契約を締結し，実績に応じた事業規模に変更し，減額している。

ウ 車リース代

当事業を遂行するために，平成26年7月1日から平成27年3月31日までの9か月間，借り上げた車のリース料金で，年額553,500円（税抜きの額）である。

当初，公社の見積書では600,000円としていたが，平成27年3月16日に提出された委託料の変更理由書により，県と公社の間で合意の上，変更契約を締結し，実績に応じた額に減額している。

エ ガソリン代

上記リース車が事業期間中に給油したガソリン代64,055円（税抜きの額）である。

給油時のレシートにより，車両番号毎に給油量を管理し，給油実績に応じて支払っているため，他の車両分は含まれていない。

2 判断

(1) 本請求に係る支出について

監査の結果，当事業に係る住宅課の会計処理について，契約から委託料の精算支出までの一連の手続を適正に行っていることを確認した。

委託先である公社の事業費支出についても，関係人調査を実施するにあたり，総勘定元帳，出納伝票及び支払調書等の会計帳簿並びに関係書類を確認し，適正に執行されていることを確認した。

(2) 請求人の主張に対する判断

ア その他人件費について

請求人は，地域人づくり事業で雇用した3人の臨時補助員に対し，公社の既存職員が指導にあたった指導時間は104時間5分であると主張している。具体的に指導に該当しないとした時間は，事実証明書「臨時補助員指導時間修正表」によるが，この中において「指導ではなく実務である」という表現が繰り返し見受けられる。

一方，県は，公社における研修は，県営住宅管理業務に従事することによる職場での実務（OJT）が主要なもので，請求者がそれを研修ととらえていないという誤解に基づくものであると主張する等，請求人と公社で当事業における研修について認識に相違がある。

このことから，「その他人件費」の支出の適否については，支出対象とした業務内容が当事業の趣旨を踏まえ，適切なものであったかどうかにより判断する。

OJTは，「実際の仕事を通じて，必要な技術，能力，知識等を習得させる教育訓練」とされている。

県が，「住宅管理人材育成事業」を公社に委託する際，実施計画において，県営住宅管理に従事することによる現場での実習（OJT）を行うものとしている。

公社における実務研修（OJT）は，詳細な「住宅管理（人材育成事業）臨時補助員業務総括表」に基づき，講義形式により県営住宅管理業務全般に関する座学を実施した後，指導職員の下，収入申告，駐車場整理，入退去事務，遊具施設点

検，施設点検，修繕業務，滞納整理，その他データ入力，家賃納付指導，接遇等の県営住宅管理実務に従事させている。

また，必要があれば，担当の指導職員が適宜指導・助言を行う体制としていたほか，指導側職員は指導日誌，受講側職員は業務日誌を作成し，記載された内容について公社の指導担当ラインで確認する等，研修の遂行管理が公社組織の管理下で行われている。

これらのことから，公社既存職員が研修指導にあたった時間分の賃金を事業経費とすることは適当である。

よって，請求人の契約内容不履行分の780,111円を県に返納請求することを求める主張には理由がない。

イ 研修費用，車リース代，ガソリン代について

請求人は，当事業の当初契約書に付随する見積書の内容に基づき，実態にそぐわない不正支出がされていると主張しているが，平成27年3月16日に公社から県に当初計画内容の変更理由書が提出され，同日付けで変更契約を締結し，当初の契約内容から事業実態に沿った内容へ減額変更が行われている。委託業務完了承認書は，その変更契約後の内容についての委託業務完了報告書及び事業費精算書に対し承認を行ったものである。

請求に係る「研修費用」，「車リース代」，「ガソリン代」それぞれについて，実施の状況を調査した上，支出に係る会計書類及び関係書類を確認したが，当事業の事業経費として適正に執行されていることを確認した。

このことから，請求人が研修費用810,000円分，車リース代150,000円分，ガソリン代10,000円分は実態に沿っていないため不正取得に当たるとして，県に返納請求することを求める主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり，本件「地域人づくり事業」に関する支出について，請求人の措置請求について事実の確認を行ったが，違法若しくは不当な支出と解することはできないことから，県が公社に委託料の一部1,750,111円を返還請求する理由はない。

よって，本件請求における請求人の主張には，理由がないものと判断する。